



江藤美代子 議員

土地利用規制法

Q

住民の権利を守る立場に立ち、国に意見をあげよ

A

国に申し入れを行う

**江藤** 特別注視区域に指定された住民の方に周知せよ。  
**町長** 藤田区全域 北新代区ほぼ全域 当条区と一條区の一部が指定された。国に説明会を求めたが行わないという回答である。  
**江藤** 住民にどのような影響があるか。

**町長** 土地や建物の売買や譲渡などに当たり、面積に応じて届出が必要になる場合がある。

**江藤** 「機能を阻害する行為」と判断され、命令に従わなければ懲役や罰金がある。しかし、何が行ったに当たるのかが、明記されず、拡大解釈を可能にしている。また、国は自治体に対し、住民の情報を提供させるとしている。住民の情報を国に上げる場合は、当該個人の同意を得るべきである。

**町長** 国は「個人情報保護条例」に違反する事はなく、同意を得ることは必要ないと判断である。

**江藤** 住民の権利を守る立場に立ち、国に意見をあげよ。

**町長** 住民に少なからず影響があると考える。国に申し入れを行う。

※「土地利用規制法」とは

自衛隊・米軍基地・海上保安庁の各施設と原発などの「生活関連施設」の周囲、おおむね1kmと国境にある離島などを「注視区域」に指定し、土地、建物の利用状況を調査するもの。そ

のうち、司令部を置く基地や警戒監視・情報機能・防空機能を有する施設、離島の施設や無人の国境離島を「特別注視区域」

に指定(2021, 6月成立)  
 内閣府 重要土地で検索



特別障害者手当

Q

各種支援制度の積極的周知を

A

周知徹底と寄り添った窓口対応のため組織作りに取り組む

**江藤** 障害者手帳1級の方、介護認定4, 5の方などに、特別障害者手当の周知が徹底しているか。町職員やケアマネの方などの研修を求める。

**町長** 確実な周知のために、役場内の体制を検討したい。また、介護保険広域連合、町や事業所主催のケアマネ研修会等で研修を図る。

**江藤** 周知漏れはないか再度点検し、周知が漏れているとみられる場合は、町当局から適切な働きかけを行う事を求める。

**町長** 再度、点検し、取り組みを検討する。

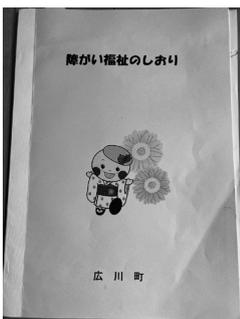
**江藤** 特別障害者手当に限らず、使える制度の周知がされて

いない。使える制度について、積極的に説明し、確実に利用できるよう対応すべきである。

**町長** 周知徹底、住民に寄り添った窓口対応のため組織づくりに取り組む。

※特別障害者手当とは

精神または身体の著しく重度の障害があり、日常生活において、常時特別の介護を必要とする20歳以上の重度障害者に対して、負担軽減の一助として特別障害者手当を支給する制度



支援制度のしおり